

## 情報ひろば



## お知らせ

## 農業委員選挙人名簿の登載申請

農業委員会では、毎年1月1日現在の状況をもとに、農業委員会委員選挙人名簿の登載申請を受け付けています。この名簿に登載されなければ、農業委員の選挙に参加することができませんので、忘れずに申請してください。

**案** 鳥取市に住所があり、平成元年4月1日以前に生まれた人で、次のどちらかに該当していること  
 ①10アール以上の農地を所有・借受し、耕作の業務を営む人 ②①の人と同居する親族またはその配偶者で、耕作に従事する日数が年間おおむね60日に達すると認められる人 **受**▽申請方法…12月上旬に申請書を郵送しますので、同封の返信用封筒で返送してください。なお、申請書が届かない場合は左記問い合わせ先、または各総合支所産業建設課およびJA各支店に設置している申請書を利用ください。▽提出期限…平成21年1月10日(土) **問** 市役所第2庁舎 農業委員会事務局 ☎(0857)

20-3393

## 入札参加資格申請の受付

平成21・22年度に市と水道局が発注する左記の入札参加資格審査の申請を受け付けます。入札参加資格の受付が一本化されるため、水道局への提出は不要です。申請期間は平成21年1月13日(火)～2月13日(金)で、資格有効期限は平成23年3月31日までです。

## 【建設工事・コンサルタント業務】

**受** 市役所本庁舎都市政策課 ☎(0857) 20-3259) で申請を受け付けます。

## 【物品販売など】

**受** 市役所第2庁舎検査契約課 ☎(0857) 20-3147) で申請を受け付けます。

※各申請用紙は、鳥取市ホームページまたは水道局ホームページダウンロードしてください。

## ●鳥取市ホームページアドレス

<http://www.city.tottori.lg.jp>

## ●水道局ホームページアドレス

<http://www.water.tottori.tottori.jp>

## 家屋の取り壊し・用途変更

固定資産税は、毎年1月1日を目処として課税されます。12月31日までに家屋の全部または一部を取り壊した場合、または住宅か

ら事務所・店舗・倉庫に変わったなど家屋の用途を変更した場合、早急に固定資産税課へ届け出てください。この際、住宅用地に対する税負担軽減の特例が適用または解除になる場合があります。なお、家屋の取り壊しや用途変更などで法務局に滅失・表示変更登記をした場合、届出は必要ありません。

**問** 市役所駅南庁舎固定資産税課 ☎(0857) 20-3424

国保料納付・相談  
休日・夜間窓口開設

平日の通常時間内に来庁が困難な人を対象に、保険料納付や納付相談の窓口を開設します。

**時**【休日】12月14日(日) 9:00～16:00 / 【夜間】12月11日(木) 18日(木) 17:30～20:00 **所** 市役所駅南庁舎保険年金課国民健康保険窓口(16番窓口) **問** 市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857) 20-3483 (収納係直通)

## 市税納付・相談休日窓口開設

市税の納付がまだの人、納付について相談したい人はご利用ください。市税の納付もできます。

**時** 12月14日(日) 9:00～16:00 **所** **問** 市役所駅南庁舎収税課 ☎

(0857) 20-3431

## 市県民税の公的年金からの特別徴収制度が始まります

平成21年10月から、市県民税について、公的年金からの特別徴収(天引き)制度が始まります。これにより、現在納付書で納めていただいている市県民税は公的年金から差し引かれることになりました。

**対** 市県民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金などの支払いを受けた人で、当該年度の初日(4月1日)において老齢基礎年金などの支払いを受けている65歳以上の人 ※老齢基礎年金などの年額が18万円未満の場合や、本市の行方介護保険の特別徴収対象被保険者ではない場合などは対象外。詳細は鳥取市ホームページをご覧ください。 **問** 市役所駅南庁舎市民税課 ☎(0857) 20-3416

## 証明コーナー臨時休業します

コンピューターの更新にともなう切り替え作業のため、市役所本庁舎の証明コーナーを臨時休業します。

**時** 平成21年1月10日(土)・11日(日) ※12日(月) は祝日休業 **問** 市役所駅南庁舎市民課 ☎(0

## 鳥取県最低賃金

1時間：629円

発効年月日：平成20年10月26日

※詳しくは、下記問い合わせ先へおたずねください。

問い合わせ先 鳥取労働局労働基準部賃金室 ☎(0857) 29-1705 / 各労働基準監督署



市税  
豆知識

## 会社などを退職した時は

市・県民税は、前年の所得に対して課税されます。そのため、市・県民税が給与天引き（特別徴収）されている人が退職した場合、残りの市・県民税の納付方法は次のようになります。

### 【6月～12月の退職】

退職時に一括納付する方法（退職する勤務先へ依頼してください）と、本人あてに送付する納税通知書で納付する方法（普通徴収）があります。

### 【1月以降の退職】

退職時に残りの税額を一括納付していただきます。一括納付できなかった場合は、本人あてに納税通知書を送付します。なお、すぐに新しい会社に就職し、引き続き特別徴収を希望される場合には、退職する勤務先の担当者へ申し出て手続きを行ってください。

問い合わせ先 市役所駅南庁舎市税課 ☎(0857) 20-3415

## 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書



### ①国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した金額が所得税・市県民税などの社会保険料控除の対象になります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

### ②毎年11月初旬に送付

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、社会保険庁から毎年11月初旬に送付されています。証明内容は、本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料と年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。納付忘れがある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

### ③2月初旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日以降に本年初めて保険料を納付される人については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。

### ④国民年金保険料は世帯で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合はその納付額の金額が納付した人の所得税などの控除対象となりますので、このような場合は、年末調整などの手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合は、ご家族分の証明書も申告する人の申告書に添付する必要があります。

問い合わせ先 鳥取社会保険事務所 ☎(0857) 27-8311

## 凡例

対=対象 容=内容 時=日時 募=募集期間・方法  
所=場所 員=定員 数=数量 料=料金 額=支給・助成額など  
受=受付 条=条件 持=持参するもの  
問=問い合わせ先



## 「やましろ」完成

中ノ郷地区の山城町内会にコミュニティセンターが建設されました。

この施設は、宝くじの普及広報事業として、平成20年度コミュニティセンターにより整備されました。子どもからお年寄りまで気軽に交流できる拠点施設と

857) 20-3491

して活用されます。  
問 市役所本庁舎コミュニティ支援室 ☎(0857) 20-3171  
芸術の出前講座に参加の醇風・富桑・米里・面影・瑞穂小学校の児童の油絵・川柳などの作品展。  
時 12月6日(土) ～平成21年1月8日(木) 所 文化活動ひろば(文化センター1階) 問 市役所本庁舎文化芸術推進課 ☎(0857) 20-3226 / 鳥取市文化団体協議会 ☎(0857) 20-0515



## 入院時の窓口での医療費負担額は軽減できます



70歳未満の人の医療費が自己負担限度額を超えた場合、「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を医療機関に提示することで、支払いが限度額までとなります。自己負担限度額は所得区分によって異なります（下表参照）。あらかじめ国保の窓口で「限度額適用認定証」などの交付の申請をしてください。

※保険料を滞納している人や所得を申告していない人がいる世帯は交付できない場合があります。

上位所得者	15万円 (8万3400円) +	医療費が50万円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
一般	8万100円 (4万4400円) +	医療費が26万7000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
住民税非課税世帯	3万5400円 (2万4600円)	

※上位所得者＝国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯

※( )は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額です。

問い合わせ先 市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857) 20-3482 / 各総合支所市民福祉課 (14ページ参照)